

保 護 者 様

大津市福祉子ども部保育幼稚園課長

家庭保育協力依頼の終了に伴う、支給認定等の取扱いについて（お知らせ）

平素は、本市、保育・教育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、このたび、家庭保育の協力をお願いする期間を6月末までとさせていただきますことから、支給認定等の取扱い及び保育料日割り計算の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 保育所保育料の日割り計算の終了について

6月分をもって、保育所保育料の日割り計算を終了いたします。

7月以降の保育料は、日割り計算されません。

2. 育児休業の延長の終了について

4月以降入所され育児休業（育児休業復帰日）を延長されている方は、8月1日（土）までに復職ください。

なお、復職後は、すみやかに「就労証明書」をご提出ください。

3. 家庭保育協力に伴う求職活動期間について

家庭保育にご協力いただき求職活動を行うことができなかった方については、6月末までの継続利用を認めてきました。7月以降、再度、求職活動（最大90日）期間として支給認定いたします。

家庭保育により求職活動ができず継続利用のため『施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書』を提出されている方については、あらためて支給認定証をお送りします。

4. 新型コロナウイルス感染症予防等のための自主的・長期的な保育施設利用のお休みについて

各ご家庭の判断により保育所をお休みし、ご家庭での保育を継続される場合は、保育の必要性について確認させていただく必要がございますので、保育幼稚園課までご連絡ください。

【問い合わせ】

大津市役所福祉子ども部保育幼稚園課

利用者支援係

電話：077-528-2746（直通）